

掛川市公告

東遠広域都市計画事業宮脇第一土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法(昭和29年法律119号)第55条第13項で準用する同条第9項の規定により、次の事項を公告する。

平成24年3月19日

掛川市長 松井三郎

1 土地区画整理の名称

東遠広域都市計画事業宮脇第一土地区画整理事業

2 施行者の氏名

掛川市

3 事業施行期間

平成5年12月7日から平成25年3月31日

4 事業施行地区

掛川市大字宮脇 字西田、字横垂、字横垂前、字堀ノ内、字太多郎の各々一部

菌ヶ谷 字西田、字榎の各々一部

成滝 字西田、字稻荷田の各々一部

葛川 字西田、大字旭ヶ丘二丁目の各々一部

5 変更内容

縦覧中である事業計画書(第6回変更)参照

6 事業所の所在地

掛川市長谷一丁目1番地の1

7 事業計画の決定年月日

平成24年3月13日